

令和4年第3回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和4年 9月 6日

本日の会議 令和4年 9月22日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主 任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 富永正彦君
水 道 局 長 田中一之君	会 計 管 理 者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	財 政 課 長 荒木秀一君
健 康 保 険 課 長 藤崎隆行君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 12時28分

令和4年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第5号）

令和4年9月22日（木）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	38	長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	39	長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	41	町道路線の認定について	※産業
4	42	令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総務 ※産業
5	43	令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総務
6	44	令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
7	45	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※総務
8	46	令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
9	47	令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産業
10	48	令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※産業
11	49	令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務 ※産業
12	50	令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
13	51	令和3年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
14	52	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
15	53	令和3年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
16	54	令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産業
17	55	令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
18	56	令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
19	59	長与町教育委員会教育長の任命について	
20	60	令和4年度長与町一般会計補正予算（第4号）	

2 1	発議 1	安倍晋三元首相の国葬実施の閣議決定に反対する決議	
2 2	—	議員派遣の件	
2 3	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

### ○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。委員会審査大変お疲れさまでした。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第38号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第39号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

### ○9番（金子恵議員）

それでは総務厚生常任委員会に付託をされました議案等についての報告を行います。審査日は令和4年9月12日から16日まで、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職並びに職員を招き、審査を行いました。

まず、議案第38号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして。提案理由、主な内容としまして、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、長与町議会議員及び長与町長の選挙における公費負担の限度額に係る所要の改正を行うもの。第4条第2号は選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち、自動車借入及び燃料代の限度額を、第8条は選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を、第11条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるものである。なお、附則については、第1項は本条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では施行日以後その期日を告示される選挙について適用することとしている。以上の説明がありました。主な質疑として、契約に関し、候補者が契約を結ぶのか、あるいは契約を結ぶ際には町がワンクッション介入をするのか、支払いはどうなるのかに対し、まず、有償契約を締結する必要がある。これは、候補者となる者と業者等が直接の契約を結ぶ。そして、立候補届け出の際に、契約届出書を候補者から町選管に出してもらおう。その後、町選管が確認を行い、最終的に選挙期日後に業者から町長に請求をしてもらう。それに基づき公費で負担をする流れになるとの答弁でした。次に、ポスター作成費はどこまでが対象になるのかに対し、写真撮影、レイアウト、企画費、印刷までを1つの業者であることを想定している。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由、主な内容といたしまして、男性職員の育児休業取得促進や、女性職員のさらなる活躍促進を目的とした「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。改正法では「子の出産後8週間以内と8週間以降について、育児休業の取得回数をそれぞれ1回から2回まで可能にすること」など、取得制限の緩和が行われている。また、非常勤職員についても、常勤職員と同様に取得制限が緩和されるとともに、子が1歳到達日以降の育児休業について、夫婦交代での取

得や特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となるよう改正がなされている。本条例は令和4年10月1日から施行するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、職員が長期の育児休暇を取得するときの体制はどうなるのか。また、実績はどうかに対し、職員が育児休業を取得する場合には産休代替職員を採用している。現在の取得の状況は、令和3年度が女性の対象者4人に対し取得数4人、取得率100%。男性が対象者7人に対し取得者が1人、取得率が14.29%となっているとの答弁でした。次に、産休、育児休業の取得が進まない原因は収入の面、職務上のキャリア、昇給や昇進等に影響が出ないのかという心配があるのではないかと考えられる。不利益を被ることなく安心感を与えることで一定進むのではないかと思うが、町としての取り組みはどのようなものかに対し、職員向け、管理職向けに研修を行う。また、休みに入る前の計画を所管課長と行うことで様々な手だてができることから、早い時期に相談をしてもらうよう職員に促していくとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第38号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第39号について質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第38号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第39号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第41号町道路線の認定についてを議題とします。ただいま議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

#### ○12番（河野龍二議員）

それでは、産業文教常任委員会に付託を受けました議案等の審査結果について報告いたします。審査期間は令和4年9月12日から15日まで、委員全員出席の下、説明員として関係管理職並びに職員を招いて審査を行いました。

まず、議案第41号町道路線の認定について、審査結果を報告いたします。提案理由、主な内容では、対象路線は路線番号851、妙見線。民間の宅地造成工事による道路整備に伴い、新たに認定をするということでした。本路線の延長は62メートル、幅員6メートル、幅員、奥行きともに5メートルの回転場がある。道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定を提案されたということでした。現地調査をし、質疑を行いました。主な質疑では、道路の形態上、土地の有効利用ができなくなるのではないか。道路の延長ができなかったのかの質疑に対し、開発業者とも協議し、後背地の有効利用を再度確認したい。

以上のような質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第41号町道路線の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）から、日程第10、議案第48号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

## ○9番（金子恵議員）

それでは引き続き、報告を行います。

まず、議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）について御報告を申し上げます。提案理由、主な内容といたしまして、総務部契約管財課では、令和3年度駐車場事業特別会計の剰余金の繰り入れ。情報政策課では、マイナポイント事業費補助金として684万2,000円を計上。企画財政部財政課では、普通交付税の額の確定に伴い5億5,570万1,000円を増額計上。政策企画課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,653万3,000円の増額で、こども政策課、産業振興課、学校教育課が補正予算を計上している事業に充当する。住民福祉部住民環境課では、マイナンバーカード普及促進に伴いマイナポイントの取得に関する住民からの問い合わせや諸手続の支援を拡充させるため、業務委託料684万2,000円を計上。福祉課では、障害者自立支援給付審査支払等システム改修に係る障害者福祉システム改修業務委託料を計上。こども政策課では、私立保育所等副食費支援事業費補助金は、コロナ禍における食材費高騰等により上昇する私立認可保育所及び認定こども園に係る副食費の経済的負担を支援するための補助金を計上などの説明がありました。主な質疑として、まず住民福祉部住民環境課では、マイナポイント、マイナンバーカード取得の手続きは職員が行っているが、今回委託料が計上されている。想定される委託先、業務内容、積み上げの金額はどうなっているのかに対し、業務内容はマイナポイントの支援をお願いする。委託は、基本的に人員を派遣してもらう。人件費が9割程度と考えているとの答弁でした。次に、委託するに当たり守秘義務に関わる問題も出てくるのではないかと思うがどうかに対し、規定を必ず遵守してもらうよう署名、捺印を考えているとの答弁でした。次に福祉課につきましては、障害者福祉システム改修業務委託料の内容は何かに対し、令和5年度に障害福祉関係データベースを稼働するため、障害支援区分認定データ、障害福祉サービスを受けるに当たってどれぐらいのサービスが必要かという区分を判定しているが、その情報をデータベースへ渡すための改修であるとの答弁でした。次に、こども政策課につきましては、私立保育所等の副食費の単価を保護者が負担する分はこの年度内に値上げをされていないのか、補助金を出すことによって値上げは適切ではない、値上げしない確約はするのかの質疑に対し、副食費の補助をするので保護者からの値上げは考えていない。そのため確約をするというところまでは至っていないとの答弁でした。総務部、企画財政部では、特記すべき質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御報告を申し上げます。提案理由、主な内容といたしまして、令和3年度精算に伴う剰余金を一般会計に繰り出すもので135万9,000円を増額計上した。以上の説明がありました。主な質疑として、駐車場出入口に線を引き、出入りがしやすいようにできないのかという質疑に対し、社会福祉協議会からも要望があった。事故があ

る前に対応が必要だろうと考えている。今後も事あるごとに協議できればと考えているとの答弁でした。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。提案理由、主な内容といたしまして、歳入歳出それぞれ1億943万8,000円を追加し、補正後の総額を42億3,077万7,000円とするもの。歳入の6款1項1目繰越金は、令和3年度決算に伴う繰越額が確定したことにより1億943万8,000円を計上。歳出では、傷病手当金は48万円を計上。これは事業主から給与の支払いを受けている国保加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、勤務することができなかった日が4日間以上ある場合に支給されるもの、以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、特記すべき質疑はありませんでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御報告を申し上げます。提案理由、主な内容といたしまして、歳入歳出それぞれ163万9,000円を追加し、総額を6億1,189万3,000円とするもの。歳入では、令和3年度決算に伴う繰越額が確定したことにより、163万9,000円を計上。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金163万9,000円を計上。これは、令和3年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した令和3年度分の保険料を納付金として後期高齢者医療広域連合へ納付するもの。以上の説明がありました。主な質疑といたしましては、特記すべき質疑はありませんでした。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第46号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。提案理由、主な内容といたしまして、歳入歳出それぞれ2億4,615万8,000円を追加し、補正後の総額を31億6,809万5,000円とするもの。保険事業勘定の歳入は、前年度決算に伴い確定した繰越額2億4,615万8,000円を計上。歳出は、職員の育児休業に係る代替職員の人件費として167万7,000円、令和3年度の介護給付費並びに地域支援事業に係る国、県及び支払基金の交付金の額の確定に伴う返還金2,833万2,000円を計上した。介護サービス事業勘定、歳入では、前年度決算に伴い確定した繰越額169万4,000円を計上。歳出の予備費は、収支の調整として同額を計上した。以上の説明がありました。こちらに関しても特記すべき質疑はありませんでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第42号について質疑はありませんか。



質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

### ○12番（河野龍二議員）

それでは続きまして、産業文教常任委員会に付託を受けました議案第42号、47号、48号について審査結果の報告をいたします。

まず、議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）、産業文教常任委員会所管について審査結果を報告いたします。提案理由、主な内容については、学校教育課では新型コロナウイルス感染拡大に伴う食料価格の高騰による保護者の経済的負担を軽減し、子育て世代の支援を推進することを目的として、給食費の1食当たり20円の補助の実施に伴い819万5,000円を計上する。産業振興課におきましては、中国の輸出規制や、ロシアによるウクライナ侵攻による需給逼迫、円安の進行などにより、肥料の原料価格が高騰し肥料価格が大幅に上昇していることから、価格高騰分に対して支援を行う肥料価格高騰対策事業補助金400万円を計上。国において、化学肥料低減に取り組む農業者を対象にコスト上昇分の7割を補填する支援策が創設されたことから、町独自の対策としてこれに2割分を上乗せするもの。都市計画課の内容は、高田南土地区画整理事業では地方債補正で限度額を7億8,270万円に変更。歳出では、国の補正予算の内示減に伴い不足する事業費を補填するため、繰出金5,483万7,000円を増額。都市計画道路西高田線では、事業の進捗に合わせ補償費用を800万円増額。以上の説明を受け、質疑に入りました。主な質疑では、学校教育課、質疑、今後も食料費の値上げがあった場合の対応はに対し、基本的には値上げをせず今回の補正額内で対応したい。今回の補助金はどこに交付されるのかに対し、各学校長に交付を考えている。質疑、今回の補填は給食費の何%なのかに対し、小学校で8.2%、中学校で6.6%、平均で7.3%となっている。産業振興課の主な質疑では、質疑、申請者は5戸以上の販売農家団体との説明だが対象団体の数はどれくらいかに対し、現在国が説明会を行っている状況で今後申請団体が明らかになると思う。質疑、補正額の400万円の根拠はに対し、肥料購入額が年間約7,000万円の推計で、高騰分が2,000万円としてその2割分。質疑、化学肥料の2割低減に向け土壌診断や堆肥の利用などが要件となってい

るが、今後の農業経営の安定を見越してのことかに対し、化学肥料の低減を促進する部分で、将来に向けての経営安定化も一つの趣旨と考える。都市計画課の質疑では、質疑、都市計画道路西高田線の800万円の補償費はどのような内容かに対し、道路より下になる宅地に対し、外構部分のかさ上げの補償が必要となった。質疑、地方債の補正の限度額に上限はないのかに対し、限度額に上限はない。質疑、地方債限度額を変更する条件はどのようなものかに対し、補正に係る起債計画の変更で、県、国との協議の上、借りる約束をするので、それが条件となる。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第47号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を報告いたします。提案理由、主な内容では、歳入歳出予算の総額を増減無しとし、歳入歳出それぞれ12億2,513万8,000円とするもの。国庫補助金の内示減に伴う歳入予算の財源組替で、国庫補助金を4,884万9,000円、県補助金を977万円減額し、一般会計繰入金を5,483万7,000円増額する。以上の説明を受けて、質疑に入りました。主な質疑では、補助金の内示減の理由はに対し、県の担当課に確認したが具体的な理由は聞いていない。質疑、今年度の減額分は次年度以降担保されるのかに対し、担保は今のところないが国の追加補正予算があれば積極的に取り組みたい。質疑、要望活動での反応はどうだったのかに対し、高田南土地区画整理事業の重要性は認識してもらっているので国も配慮してもらえると考えている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の件について報告いたします。提案理由、主な内容では、収益的収入及び支出の支出において、第1款水道事業費用を604万4,000円増額し、補正後の総額を7億3,378万円とする。人事異動に伴う職員給与費の増額によるもの。議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額のうち、職員給与費を604万4,000円増額し9,838万3,000円とする。以上の説明を受け、質疑に入りました。主な質疑では、質疑、人事異動での職員増の理由はに対し、昨年度に退職者が1名おり、その1名分を補充した補正となっている。

以上の質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第42号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第43号令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第44号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第45号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第46号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第47号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第48号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、議案第56号令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの8件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

#### ○9番（金子恵議員）

それでは引き続き、報告を申し上げます。

まず、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを御報告します。提案理由、主な内容といたしまして、総務部総務課では、令和3年度より郵便料を通信運搬費と一本化して1,416万6,589円を支出。使用料では、新たに動画による研修の実施。選挙費では衆議院議員総選挙、長崎県知事選挙などの支出。契約管財課では、土地貸付収入787万6,124円、委託料3,817万3,940円などの支出。秘書広報課では、秘書業務委託料のうち秘書業務が150万11円、公用車運転、点検業務50万5,692円、広報モニターの報償費10人分などの支出。情報政策課では、令和4年4月より情報政策課が設置された。備品購入費では共同調達によりパソコン60台を購入。地域安全課では、交通対策費、地域振興費、消防費のほかに商工費の一部などの支出。企画財政部財政課では、繰越金5億997万5,907円。土地開発基金は、土地開発基金運用収入及び複合施設建設用地の土地貸付収入の積み立て。そのほかに、実質収支に関する調書、財産に関する調書の説明。政策企画課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は補助率10分の10で、各事業に充当。委託料では、公共施設等総合管理計画の改訂に係る支援事業などへの支出。税務課、収納推進課では、各税の現年度課税分、滞納繰越分の収納状況など。健康保険部健康保険課では、健康ポイント事業に対する181万9,895円の補助金の受け入れ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、後期高齢者の保健事業などへの支出。介護保険課では、繰出金は前年度比204万5,322円、0.5%の増など。住民福祉部こども政策課、高田保育所では、児童福祉費負担金が対前年度比691万640円の減額。児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特別給付金6,766人へ10万円を支給、高田保育所運営に係る支出など。次に、住民環境課では、マイナンバーカードのシステム改修に伴う社会保障・税番号システム改修補助金、戸籍住民基本台帳費、環境衛生費、ごみ処理費などの支出。福祉課では、社会福祉総務費では地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委託料や中核機関立ち上げ支援事業委託料、中核機関運營業務委託料などの支出。会計課では、用品調達基金は封筒、納入済通知書、請求兼領収書は、会計課で庁舎内の分を一括購入している。議会事務局、監査事務局では、議会費の報償費は議会だよりのアンケートに係るもの。備品購入費はICレコーダー購入などの支出。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、総務部総務課では、動画使用料は会社からのデータ購入ではなく、講師と直接双方向でやりとりすれば経費節減も可能ではないのかに対し、長期間にわたり使用できるということで購入をした。1日で終わる研修ではなく、動画を保存して、毎年活用ができるという点、新規採用職員にも動画を使用して研修ができるというメリットがある、との答弁でした。次に動画の内容は何かに対し、全職員を対象とするLGBT研修を開催した。これは20分ほどの動画になるが、基本的な考え方、組織として全職員に対して認識を深めるということを目的として購入をしたということでした。次に、契約管財課では、公共用地雑草刈払い委託料はどのような場所が該当するのかに対し、のり面や雑種地になるとの答弁でした。次に、秘書広報課におきましては、広報全般に

わたり今後新しい取り組みはあるのかに対し、昨年度から広報モニター制度を取り入れている。外部から意見を聞くということで、昨年は県立大学シーボルト校の学生に、広報、ホームページ、SNSなどに忌憚のない意見をもらい、改善できる点は改善をしていくという姿勢で取り組んでいるとの答弁でした。次に情報政策課におきましては、共同調達での購入はリースと比較して金額的なメリットがあるのかに対し、平成28年までのリースは1台約15万円だったが、主要な施策に記載の購入単価との差額が、共同調達により安価で購入できたメリットである、との答弁でした。地域安全課では、危機管理専門員の活動状況はどういうものかに対し、消費生活相談を主に行っている。令和3年度は95件の相談があった。また、役場内のトラブル等があった場合に対応しており、令和3年度は6件対応したとの答弁でした。次に、企画財政部財政課におきまして、株式等譲渡所得割交付金が増えている理由はに対し、株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等配当譲渡所得割の59.4%に相当する額が市町村に交付されるもの。さらに、当該市町村に係る個人の県民税の額で、県内市町村で按分されるというもの。あくまでもこの取り引きの結果で交付されたものであり、詳細な分析はできていないとの答弁でした。次に、経常収支比率の状況が令和3年度は2年度と比べて若干減少している。3年度はコロナ禍による生活支援などで影響があったのかに対し、コロナ対策事業は、財政上臨時的な経費扱いになる。毎年あるような経費ではなく、特別にこの年に起こった経費になるため、経常収支比率には算定をしない経費になるため、影響はしていないとの答弁でした。次に、土地開発基金の状況を見ると、財政的に買い戻しの必要があるのではないか。買い戻しについてはどのように考えているのかの質疑に対し、基金で持つことによって起債等を借ることができる。これを早めに買い戻してしまうと町の資産ということで起債の対象にならない。事業着手の直前のタイミングで、買い戻しということで理解をして欲しいとの答弁でした。次に、政策企画課におきましては、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料は、国や県からの補助がなく一般会計からの支出になる。外部に発注するのではなく職員で作成できないのかに対し、公共施設等総合管理計画は全国的に策定、改定を進めていくという視点から、委託料については特別交付税で措置をされている。委託については、事業者に全て委託ではなく、計画の中で専門的な知識が必要となる建物の構造ごとの将来的な経費の試算など、必要に応じて発注している。内容については、職員で作成した部分と専門的知識を持つ事業者の助けを借りて作成した部分にすみ分けをして作った、との答弁がありました。次に税務課、収納推進課におきましては、軽自動車税の不納欠損の理由は、無財産と生活困窮という分析をしている。分析の経過等はどのようなものかに対し、車があるのに不納欠損なのかとの考えもあるが、廃車したため車がない場合や、車検が切れ、家にあるにもかかわらず廃車をしていない人には、廃車をするように勧めている。また、差し押さえ等に関しては、その人に収入があり差し押さえができる分については、現年度分も含めて即日差し押さえを実施している。今回の不納欠損は、車が無いため差し押さえができない。また、本

人と連絡が取れていないというケースも含まれているとの答弁でした。次に、健康保健部健康保険課におきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費について、事業の具体的な内容は何かに対し、広域連合から受託している事業で、ハイリスクアプローチということで将来的に要介護になる恐れのある人を把握し、個別に訪問して指導していく事業である。その中でも、低栄養及び口腔機能の低下が見られる者、また、医療に全くかかっておらず検診も受けていない人、健診などで糖尿病性腎症の重症化予防事業の対象に該当される人などを個別に把握をして、個別訪問、指導を行っているとの答弁でした。介護保険課につきましては、特記すべき質疑はございませんでした。次に、住民福祉部こども政策課、高田保育所におきましては、保育所看護師を雇用した理由は何かに対し、医療的ケア児の保護者が勤務時間を延ばしたいという相談があり保育時間を延ばしたこと、保育所全体の保健業務を担当してもらったとのことでした。次に、児童虐待の主な相談内容は何かに対し、半分以上が養育相談になる。育てにくさに関する相談が多いとの答弁でした。次に、住民環境課におきましては、地球温暖化対策実行計画区域施策編のための策定業務だが、どのように活用し繋げていくのか、また公表はいつかに対し、地球温暖化対策に対する基本計画を作る予定である。策定予定は、今年度末から来年度初めで公表を考えている。ゼロエネルギービルディングなど、エネルギーを無駄に放出しないような方策、そして民間協力という形になると考えている。また、ごみの収集、ごみの処理などの部分も、基本的な政策として挙げていくという答弁でした。次に策定業務の内容が自然エネルギーを活用するというところまで至るのか。今後の自然エネルギーまでのことを考えた内容になるのかに対し、自然由来エネルギーは項目として挙げる予定である。しかし、どのような形で表現されるのか、太陽光のみなのか、ほかにも何か利用できるのかということに関しては明確ではないという答弁でした。次に、ごみ収集委託料は拠点での粗大ごみ回収廃止に伴う収集業務も含まれているが、現在の手続きが煩雑なため軽減できないかという相談がある。簡略化できないのかの質疑に対し、他自治体ではLINEやホームページなどを利用している所もある。しかし、システム開発などの費用が掛かるため、長与町の自治体レベルでは現況のままで良いと考えている。今後研究していくとの答弁でした。次に福祉課におきましては、中核機関立ち上げ・運營業務は、ながよ成年後見センターを立ち上げたが、立ち上げ支援事業と運營業務はどこに委託したのか。また実績は何件あったのかに対し、どちらも社会福祉協議会に委託した。また、実績は令和3年度で相談件数が56件、周知啓発などが14件であるとの答弁でした。会計課、議会事務局、監査事務局では、特記すべき質疑はございませんでした。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第50号令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御報告申し上げます。提案理由、主な内容といたしまして、歳入は730万9,620円、定期駐車使用料は、嬉里駐車場分は延べ370台、325万6,000円、

時間駐車は延べ6,649台、180万9,620円。吉無田駐車場の定期駐車は延べ408台、224万4,000円。歳出は696万9,590円。需用費の主なものとして、嬉里駐車場のPCB含有変圧器の取り替えを行った分の修繕69万8,612円の支出があった。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、PCB含有変圧器の取替修繕は、保管しておき他の施設と合わせ一緒に廃棄することができないのかの質疑に対し、ほかの施設は分からないが、今回は駐車場特別会計の中で行ったとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第51号令和3年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御報告申し上げます。提案理由、主な内容といたしまして、令和3年度の平均被保険者数は7,855人。平均世帯数は4,866世帯。歳入は、収入済額42億7,864万6,765円、前年度比4.1%の増額。不納欠損額1,462万8,353円。収入未済額1億570万701円で、前年度と比較して2,835万6,679円減となっている。歳出は、支出済合計41億6,920万7,549円、前年度比4.2%の増額。不用額は1億547万3,451円。歳入歳出差引残額1億943万9,216円は全額を翌年度へ繰り越すこととしている。また、基金に繰り入れる場合は、その後の補正予算において計上する。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、オンライン資格確認システム運営負担金とは何かに対し、マイナンバーと保険証の一体化に係るもので、オンライン資格確認をするためのシステムである。この分の負担金を連合会に支払っているとの答弁でした。次に、療養給付費が増えた要因は何かに対し、令和2年度からの受診控えの影響があったのではないかと分析している。また、年齢構成が高くなってきていることで70歳以上の割合が増えてくると、3割負担が2割負担になり、町が出す療養給付費が増えたことも影響したと思う、との答弁でした。次に質疑といたしまして、傷病手当金は国保世帯で事業主から雇用されている人がコロナにかかった場合、一定の給付が受けられるという制度だが周知できているのかに対し、年度初めにはホームページを更新し、広報にも掲載をするようにしている。しかし、全ての人に周知ができているかとなると不十分なところもある。今後、周知については考えていくとの答弁でした。慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御報告申し上げます。提案理由、主な内容といたしまして、歳入は収入済額5億6,169万8,491円、前年度比2.7%の増額。不納欠損額16万1,400円。収入未済額は33万1,700円、歳出は支出済額5億6,005万8,091円で、前年度比2.5%の増。不用額は485万2,909円となっている。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金が2.8%増えている。被保険者が増えたことが主な要因と考えられるが、ほかに何かあるのかに対し、大部分が保険料の負担金となっている。保険料の負担金の額が増えたのは、被保険者数が増えたことが原因であるとの答弁でした。



こちらにも慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号令和3年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御報告申し上げます。提案理由、主な内容といたしまして、保険事業勘定の歳入では、第1号被保険者保険料の収入済額は7億698万400円、前年度比145万5,098円、0.2%の減。収納率は現年度分が99.84%、前年度比0.02ポイント減。滞納繰越分が19.93%、前年度比6.43ポイントの増。介護保険料全体では、99.33%、前年度比0.2ポイントの増となっている。歳出では、要介護認定者が利用した介護サービス費、要支援認定者が利用した介護予防サービス費の給付費や給付に伴う審査支払手数料で、保険給付費は前年度比8,028万7,169円、3.2%の増。保険事業勘定の支出済額は28億944万552円で、前年度比2,428万9,660円、0.9%の増。介護サービス事業勘定の歳入では、介護予防サービス計画費収入として、ケアプラン作成2,833件、ケアマネジメント作成2,529件に対する収入。また、保険事業勘定繰入金は、サービス収入が見込みに対し伸びなかったため、マイナス収支への補填を行うため介護給付費等準備基金より繰り入れている。収入済額の総額は3,049万2,238円、前年度比483万6,869円、18.9%の増。歳出では、地域包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費など2,879万6,702円、前年度比359万5,589円、14.3%増の支出である。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、ケアプラン作成委託件数が年々下がっていく傾向にあると思う。一度ケアプランを立てたあとは、数年間は変わらないので件数が減っていくものなのかに対し、一定の介護予防事業の効果によるものと思うとの答弁でした。次に、認知症初期集中支援チーム検討委員会の実績はどのくらいの効果があったのかに対し、認知症初期集中支援チームは、介護保険課にいる認知症地域支援推進員という作業療法士の資格を持っている者、北病院の医師、医療ソーシャルワーカーの職種3人でチームとして動いている。認知症の初期の症状を持っていながら医療や介護のサービスに繋がっていない人を、最長6か月を目安に支援していくもの。令和3年度は、このチームとして動いた対象者はいなかった。ただ、3年度で地域支援推進員が関わった認知症の相談が49人の認知症の方、あるいは家族から相談を受けているとの答弁でした。慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第49号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

内容についてはございませんが、この議案第53号の説明の最後ですね。賛成多数で認定されたと書かれてありますが、これは違うんじゃないかと思しますので、訂正された方がいいんじゃないかというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

議案第53号につきまして、慎重に審査した結果、賛成多数で認定と申し上げましたが、こちらは全会一致で認定すべきものと決したということで訂正をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは続きまして、産業文教常任委員会の審査結果の報告をいたします。議案第49号、議案第54号、55号、56号について、審査結果を報告いたします。まず、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、産業文教所管の部分についての説明をいたします。提案理由、主な内容では、建設産業部産業振興課では、地方創生テレワーク交付金を活用し民間のサテライトオフィスの開設に対し補助金を支出。商工費では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、売上減少の事業者等延べ636件に事業継続支援金を支給。営業時間短縮協力金を延べ270件の飲食店に支給。農業振興費では、有害鳥獣捕獲業務委託でイノシシ122頭、アナグマ等48頭を捕獲。農業用施設災害復旧費は、豪雨災害に伴う国補助事業4件、単独事業6件の復旧工事を行った。土木管理課では歳入では、各公園施設の使用料、町営住宅の使用料など。歳出では、道路維持費の工事請負費では町道長与中央線舗装補修工事、定林橋側道橋下部工工事など98件の工事。橋りょう維持費の工事請負費では、町道嬉里線三彩橋補修工事を。道路等災害復旧費では工事請負は12件、都市計画施設災害復旧費では1件が行われた。都市計画課では、歳入では、都市計画費補助金の活力創出基盤整備総合交付金9,264万4,000円が都市計画課所管。歳出は、土地区画整理費では西彼中央土地開発公社で先行取得をしていた土地2筆の購入費として2億1,568万3,599円を支出。都市計画道路西高田線の工事請負費では21件の工事を実施し、繰越明許費は1億304万6,000円となった。教育総務課、学校教育課では、歳入の県支出

金、地域部活動推進事業委託金は中学校教育振興費の地域運動部活動事業委託料等へ充当。歳出では、小学校管理費では需用費修繕料で各小学校の修繕。工事請負費では、長与小学校体育館改修工事など。中学校管理費の工事請負費では、各中学校のLED照明取替工事が行われた。生涯学習課では、歳入は、東京オリンピック聖火リレーに伴う県負担金。教育費県補助金の指定文化財保存整備事業補助金は、長与三彩関連遺構の発掘調査費への充当補助金。歳出は、図書館費では新図書館整備検討委員会4回の会議分の委員報酬。電子図書館システム使用料では、年間クラウド料1,064点のコンテンツ代を支出。一部コロナ交付金を活用して行われた。文化振興費では、文化ホールの音響整備入替工事と外壁改修工事が行われた。農業委員会では、歳入の農地利用最適化交付金は、農地利用の最適化に向けた活動に対する交付金で、農業委員12名と農地利用最適化推進委員8名の報酬に充当。歳出では、農地利用状況調査時の調査員34名分の報酬など。以上の説明を受け、質疑を行いました。まず、主な質疑で、建設産業部産業振興課では、質疑、令和3年度補正予算（第1号）でのシルバー人材センター長の報酬増額分は長与町の全額負担で変わらなかったのかに対し、長与町の基準に合わせる形態であったため長与町の全額負担となった。質疑、今後のセンター長の人事はどのようになったのかに対し、センターに求められた場合、時津、長与町が協議し推薦する規定に改めている。質疑、イノシシ等の被害は農家以外にも出ているのでは。対策はあるのかに対し、要件を満たせば農家以外でも資材の貸与を行っている。土木管理課では、定林橋側道橋は令和2年度の事業で3年度も完成できなかった。県道側と町道側を分けて発注したのはなぜかに対し、町道側の設計が先に出来たので少しでも事業を進めようと考え2年度に発注し、県道側は設計途中だったため同時に発注できなかった。質疑、次年度分の補助金の確保はできるのかに対し、獲得は難しい。質疑、港湾整備費の当初予算からの減額の理由はに対し、県事業として白髭公園の照明等工事を予定していたが、県が施工しないこととなり地元負担金が減額となった。都市計画課では、質疑、都市計画道路西高田線の踏切拡幅の状況はに対し、令和4年度中に供用開始を予定している。質疑、令和3年度末、事業費総計、事業費ベース及び事業の進捗率はに対し、事業費総額は約35億4,800万円。事業費ベースで83%。道路延長の進捗率は48%。質疑、令和8年度完成は可能かに対し、令和8年度までに100%までもっていきたいと考えている。教育委員会教育総務課、学校教育課では、質疑、要保護、準要保護の学用品等の支給は年に一度なのかに対し、学用品は学期の初めに、その他は随時請求に応じて対応する。質疑、入学準備金の金額はに対し、小学校で5万4,000円、中学校で6万円。質疑、奨学資金の利用1名とのことだが利用者の状況はに対し、3年度は1名、2年度は0名で、他の奨学金等の利用で申請も減っている。質疑、タブレット利用での問題はないのかに対し、情報モラルを指導していくことを心掛けている。生涯学習課では、各施設の修繕料が多いようだが、公民館の建て直しなどの計画があるのかに対し、公共施設等総合管理計画の中で、公民館などの統廃合も協議することになっている。質疑、新図

書館整備計画検討委員会が4回開催されているが、そのペースで間に合うのかに対し、令和4年度は月1回以上のペースで開催している。実際の設計は令和5年度になる予定。質疑、長与三彩発掘調査は何らかの成果があったのかに対し、大きな成果はないが、長与皿山窯跡の創業期時代と一致するような整地面が確認された。農業委員会では、質疑、農家台帳・農業地図システム保守委託料の内容はに対し、内訳として毎月の保守のほか、農家台帳システム更新処理委託で住民基本台帳等と農家台帳システムを突合する。また農地調査を毎年行い、調査結果を取り込んでいる。質疑、農地の移動の数はどれくらいかに対し、令和3年度では、総会の議案件数約80件の移動と相続分がある。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。提案理由、主な内容では、歳入では、国庫補助金、調定額8億7,111万4,000円に対し、収入済額は5億8,237万円。県補助金では、調定額1億7,673万7,800円に対し、収入済額は1億1,759万円。補助額は、国庫補助対象事業費の10%。一般会計繰入金は、調定額10億3,793万6,905円に対し、収入済額は7億1,109万905円。高田南地区保留地処分金は291万9,000円で、地区内の付け保留地1区画分39.28平米の売払収入によるもの。歳出では、高田南土地区画整理事業の事業費として長崎県へ支払った委託料は、予算額20億6,548万9,000円に対し、支出済額13億8,413万8,360円で、繰越明許費は6億7,473万7,000円。令和3年度本工事費は、5件の11億8,735万4,000円、補償費3件、3,380万1,000円、測量試験費11件、9,993万8,000円。負担金2件、4,932万1,000円。その他3件、1,372万4,000円となっている。事業進捗率は、道路築造64.1%、宅地造成65.6%となっている。以上の説明を受け、現地調査を行い、質疑を行いました。主な質疑では、令和3年度の進捗率で順調なのかに対し、比較的順調に進んでいる。質疑、終了してない箇所が多く残っているようだが令和6年度完成は大丈夫かに対し、基本的には最終の令和6年度に宅地を返すことができると考えている。質疑、事業実績のその他の内容はに対し、県の委託事業の事務費などの支出となっている。質疑、今後の事業費計画はどうなっているのかに対し、債務負担行為上の額として、限度額に対し令和4年度以降支出予定額が約35億円。うち、国、県補助金で約7億5,700万円、一般会計繰出金が約15億2,600万円、保留地処分金で約12億円となっている。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第55号令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について報告いたします。提案理由、主な内容では、収益的収入及び支出の収入では、予算額8億834万円に対し、決算額8億1,553万908円となり、719万908円の増収。支出では、7億2,292万4,000円に対し、6億6,944万9,875円となり、不用額5,347万4,125円。資本的収入及び支出の収入では、予算額2億2,

196万5,000円に対し、決算額1億7,444万5,700円となり、4,751万9,300円の減収。支出では3億5,471万7,000円に対し、2億8,687万2,326円となり不用額6,784万4,674円。当年度未処分利益剰余金1億2,935万9,298円は全額減債積立金に積み立てる。以上の説明を受け、質疑を行いました。質疑では、給水人口は減少しているのに給水戸数が増えているのはなぜかに対し、世帯分離で増えているのではないかと考える。質疑、今後の水道事業の維持をするための企業努力はあるのかに対し、まずは安全安心な水を提供すること。支出を抑える企業努力を続けていく。質疑、当年度剰余金を全額減債積立金への積立処分としているが、積立金の根拠はに対し、企業債の償還で、今後期日一括償還が2億円あることから今回の額となった。質疑、親和銀行跡地の利用計画はに対し、取水口及び導水ポンプ設備を設置し、取水した5,500トン第2浄水場へ導水する計画となっている。

慎重に審査した結果、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算については全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について、報告いたします。提案理由、主な内容では、収益的収入及び支出の収入では、予算額10億2,388万6,000円に対し、決算額10億3,292万8,351円となり、904万2,351円の増収。支出では9億3,953万4,000円に対し、8億9,437万2,348円となり、不用額が4,516万1,652円となっている。資本的収入及び支出の収入では、予算額3億891万1,000円に対し、決算額3億6,383万7,165円となり、5,492万6,165円の増収。支出では、8億1,607万3,000円に対し、7億2,513万4,824円となり、繰越額が2,327万円、不用額6,766万8,176円となっている。当年度未処分利益剰余金1億974万5,426円は、全額減債積立金に積み立てる。以上の説明を受け、質疑を行いました。主な質疑では、質疑、資本的収入及び支出の不用額は何かに対し、高田南土地区画整理事業内の污水管布設を計画していたが、工事の進捗で一部ができなくなったほか、落札金額の減額等によるもの。質疑、資本的収入の受益者負担金は、高田南土地区画整理事業の分かに対し、町内全域における新たな宅地分で高田南土地区画整理事業分は入っていない。質疑、処理場費の委託契約は何社入札に入っているのかに対し、令和3年度の維持管理業務委託は7年度までの5年間契約で、2社で入札している。

慎重に審査した結果、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算については全会一致で認定すべきものと決しました。以上、報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第49号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第55号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で11時まで休憩をいたします。

(休憩 10時50分～11時00分)

#### ○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

#### ○12番（河野龍二議員）

委員会報告では、全会一致で認定すべきものと決したと報告をいたしました。委員長である私が委員会の採決に加われないので、この場で反対討論を行います。令和3年度においてもコロナ感染防止対策で、事業費や低所得者支援など多くの費用が支出されています。感染拡大が収まらない状況において、交付金を活用しての迅速な対応には評価したいと思います。しかしながら、町の財源の支出の観点から決算状況を見ますと承認できない内容もあり、反対討論を行います。一つは昨年度も指摘しましたが、長与町工場等設置奨励条例に基づくイオンタウンへの奨励金です。本条例の内容は、第2条第1項第1号に「工場等 製造業、卸売業・小売業、教育・学習支援事業、医療、福祉又は町長が特に認める事業」とあります。イオンタウンの経営形態は、イオンタウンが設置した店舗に他の企業が賃貸契約を結び営業する形態で、明らかに不動産業の部類だと考えます。条例に該当するのは小売業の1店舗だけであり、奨励金は全体に対する費用であり、明らかに条例の拡大解釈であると考え承認できません。次に、土地区画整理事業では、これまで指摘してきましたが、令和3年度の執行率は事業費ベースで91.9%、道路築造で64.1%、宅地造成で65.6%と進んでいます。工事は進んでいる状況です。だからといって私は承認できる内容ではありません。国、県の補助金も各地の災害やパンデミックにより、緊急的な財政支出もこの先どういう状況になるか分かりません。そういう意味では、今後の町の財政状況に大きな影響を与えることが現実的に起きているのではないかと考えます。このような事態を危惧してこの間指摘をし、反対をしてきました。さらに都市計画道路西高田線も北陽台団地を含めた事業のため、事業認可された平成8年から相当な年数が過ぎています。進捗率事業費ベースで83%、道路延長は48%です。道路延長は全体の1,330メートルに対し、40億円以上もの費用を掛け道路を整備しています。町道西高田線の拡幅工事だけであれば、これだけの費用が掛かることはなかったと思います。以上のことを指摘し反対討論をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

私は、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。本町の令和3年度決算額は、歳入165億9,600万円。歳出152億4,900万円となり、歳入から歳出を引いた形式収支は13億4,700万円の黒字。さらに実質収支も11億5,800万円であり、例年黒字を維持していることから、一定の効率的財政運営は保たれていると考えます。ただ、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率が86.2%となっています。一般的に70～80%程度が妥当とされており、過去5年間のデータを見ると、例年改善傾向にあるとはいえ依然として本町は財政硬直化の状況にあり、今後も注意深く見ていく必要があると考えます。次に、一般会計に係る主要な施策の成果として、要保護、準要保護の児童及び生徒の就学援助費の支援、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための事業者への支援、生産性の向上とブランド化促進のための農業支援など、町民が必要とする各種支援に対し評価をいたします。今後も限られた財源を効果的、効率的に重点配分し、優先事項をしっかりと見極め、町民に必要な行政サービスを提供するよう取り組むことを強く要望するとともに、長与町第10次総合計画に掲げた目標の達成を目指し、その政策の実現に取り組まれることを期待して、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

私は、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。令和3年度一般会計歳入歳出決算は、歳入歳出ともに過去最高だった令和2年度一般会計決算と比べて、歳入歳出ともに約29億円の減額で、歳出は約152億4,900万円でした。賛成する理由として、監査委員から報告がありました健全化判断比率において、実質公債費比率は0.1%の悪化となりましたが、依然として早期健全化基準を大幅に下回っており、その他の判断比率は、前年から引き続き実質収支の黒字によって計算することができないほどの良好な状態を維持している点です。また、各部各課の職員全員の財源確保の努力のおかげで、経常収支比率がここ10年はなかったほど低い値になったと思われまます。特に町税の高い収納率に加え、収納未済額の大幅な減少は大いに評価すべきものと考えます。今後は、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の財源確保への取り組みのさらなる活性化にも期待したいと思います。経常収

支比率が低く抑えられたことは、今後の高田南土地区画整理事業の完了や新図書館建設などのハード面や、アフターコロナにおける予測不能なソフト面にも柔軟に対応できる体制は整えられたものと考えます。最後になりますが、今回の決算はコロナ禍であっても浮き足立つことなく、地にしっかり足をつけた町政運営の結果、健全な経営状態が実現できたものと感じました。以上で賛成討論を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第50号令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第51号について反対の立場から討論を行います。国民健康保険は、病気やけがを負ったとき高額な窓口負担を心配することなく、医療機関にかかることができることを目的として創設されている医療保険制度であります。高齢者や零細事業者、無職の方など、経済的に弱い立場の人が多く加入している実態があります。被保険者は保険料の納付に苦慮しております。年間所得200万円の3人世帯というかなりの低所得世帯のモデルケースでも、保険税額は年額38万円を超える状態です。これは一月分に引き直しますと、一月当たり3万1,000円以上という額となります。このため保険税が払えないという人が少なくありません。いざというときに安心して医療を受けるための制度



であるにも関わらず、保険料を納付できず医療機関で受診を控えるという矛盾が生じます。この矛盾の大本は、国が国保会計へ補填すべき財政支援を大きく減額したことがあります。それに加え事業の広域化を進めたことによって、自治体の裁量は少なくなり、一層住民の実情に沿った対応が難しくなっているということが言えると思います。この改善のためには、まず第一義的には国の負担割合を元に戻すことでありますけれども、それに至るまでは、被保険者の実態に応じた減免制度、例えば基金の計画的な活用等々、そうした拡充が必要だというふうに思います。そうでないと病気やけががある人が必要な医療を受けられない状態になってしまいます。国保会計は、医療保険として本来あるべき状態になっているとは言いがたく、国保世帯の思い、立場を議会の場で表明する必要があると判断し、本決算に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は、議案第51号令和3年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。国保財政の責任主体を市町村から都道府県に移管し、安定的な財政運営を目指すとして始まった国民健康保険の都道府県化は、国、県による激変緩和措置と広域化によるスケールメリットによって、平成30年度から制度開始以降安定的に運用され、本町の国保財政も順調に推移をしています。国保財政の都道府県化によって、単年度の急激な医療費の伸びに対する財政面の心配はなくなったものの、現行の激変緩和措置が令和5年度で終了することとなっており、その先の国保財政の影響が懸念されるところであります。国、県の動向を注視するとともに、可能な限り長期的な視点で国保財政の延命を図っていかなくてはなりません。そのためには重症化予防と健康寿命延伸のための施策の推進により、医療費の抑制を図りながら健全な国保財政運営を堅持していく必要がありますし、所管もそのことを念頭に懸命に取り組んでおられると思います。本町の令和3年度決算における歳入総額は42億7,864万6,765円、歳出総額は41億6,920万7,549円で、実質収支額は1億943万9,216円となっており、平成28年度にいったんは底を突いた財政調整基金も、年度末現在4億3,000万円を超えており、先程申し上げた将来不安にも少なからず対応できるものと考えており、また、国民皆健康保険制度の下、国民健康保険が法的に整備された経緯を鑑みれば、法に規定されたとおりの運営を粛々と執行した結果であり、本決算について反対をする理由は何ら見当たりません。これからの安定的な制度運用に期待するとともに重症化予防と健康寿命延伸のための積極的な取り組みを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第51号令和3年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

#### ○11番(堤理志議員)

議案第52号について、決算認定に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、住民が75歳に到達すると従来の医療保険制度から切り離され、加入しなければならない制度であります。高齢者が増えるほど、それに伴い医療費が増えるほど、高齢者の負担が増え続ける制度設計となっております。制度創設時には「この制度を廃止すべき、改善すべき」と国民そして野党が共に声を上げ大きな世論が巻き起こりました。しかし、こうした国民と野党の強い反対を押し切って法案が成立された経緯があります。戦後の荒廃から復興を成し遂げた、そして今日の郷土を築き上げた高齢者に対し、このような扱いを是とすることはできません。地方議会からこの制度の在り方を問うことと併せて、少なくとも以前の老人保健制度に戻すことを要求する立場から決算の認定に反対をいたします。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

#### ○14番(竹中悟議員)

私は議案第52号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。平成20年度に始まった後期高齢者医療制度は、県内市町が加入する広域連合により運営され、本町においては保険の徴収と広域連合への納付が主な事業となっております。令和3年度決算における平均被保険者数は、5,342人、前年度から107人の増となり、歳入総額5億6,169万8,491円、歳出総額5億6,005万8,091円、実質収支額164万400円となっており、制度的にも堅実に運営をされています。保険料につきましても特別徴収はもちろん100%、普通徴収におきましても99.85%の収納率となっており、財政的にも安定した運営となっております。本制度は75歳以上の方が加入する独立した医療保険であり、制度が開始された平成20年度当時、平均寿命延伸による高齢者の爆発的な増加と少子化に伴う我

が国のいびつな年齢構成では、増え続ける高齢者の医療費を若い世代が支え切れないということから、従前の老人保健制度に変わり、本制度が開始されたわけであり。国は令和元年5月、安定的で持続可能な医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため健康保険法を改正し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みを示しました。住民の健康増進と健康寿命の延伸は、国、県、市町村が一丸となって取り組むべき課題であり、幸福度日本一を標ぼうする本町の町政においても、最優先事項と考えております。今は道半ばではありますが、団塊の世代が後期高齢者となる2040年度までに、重症化予防や介護予防に積極的に取り組み、様々な課題をクリアしながら安定的で持続可能な制度運用が可能となるよう要望し、そして、本町の住民が住んで良かったと心から思っただけのような未来を期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○議員（安部都議員）

議案第52号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論いたします。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上で一定の障害がある方が対象となります。現在、長崎県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、本町では、保険料共通経費負担金、保険基盤安定負担金などの納付を連合会へ行っております。令和4年3月末の被保険者数は5,443人で収入率は99.8%であり、前年度比決算額の2.6%の増となっております。後期高齢者の保険料につきましては、世帯の所得に応じて保険料軽減が設けられていますが、しかし、令和2年度まで予算による軽減特例措置を講じていたのを制度の見直しがあり、平成30年から所得割軽減無しや令和2年度も均等割が縮減され、令和3年度には7.75割も廃止、年金収入80万円から168万円までの範囲の特例軽減措置も無くなりました。ますます被保険者の負担も年々増となり、大変危惧されるところであります。しばらくは後期高齢者数が増加の一途をたどることにより、医療費も加算してくることは承知しておりますが、今後も後期高齢者の負担増とならぬよう、政府等の財政支援が図られるよう強く町へも要望いたします。本町の後期高齢者に対する医療、介護予防や健康づくりの面では、大変尽力され元気な高齢者が多いと拝察いたします。さらなる必要な医療を安心して受ける機会の確保という観点から、本町で安心して老後生活を暮らせるよう、保険制度の安定化を求めて本議案に賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第52号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第53号令和3年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

#### ○12番(河野龍二議員)

本議案でも先程の委員長報告で全会一致と報告いたしました。委員長である私が採決権に加われないので、この場で採決に加わり反対討論といたします。一般会計の決算でも指摘し反対しましたが、本事業が進んでいるからと承認できるものではありません。本事業は、事業認可昭和58年から39年の年数が経過しています。1987年に着工し、当初計画では総事業費が約112億円、完成年度は1992年の予定のではありませんが、40年をかけても終わらない事業です。今回91%の事業費ベースであるという内容です。道路築造または宅地造成については、先程一般会計の討論の中でも示したとおりであります。本事業に掛けられた総事業費が令和3年度末で約291億円。膨大な費用がたぎ込まれています。昨年度も決算討論で述べましたが、一括施工へと移行しましたが果たしてその判断が正しかったのか、疑問がさらに大きくなりました。今回補正予算で国、県の補助金が減額され、一般会計の起債を増額し、財源を補填しています。本町にはさほど影響ありませんでしたが、大型台風による被害は各地で起きています。行政は住民生活を守るために、緊急に財政支出をしなければならない場合があります。財政が大型事業に優先され、本当に必要なときに必要な財源が無いなどは理由にはなりません。仮に災害に対する予算を捻出できても、こうした大型事業による財政逼迫で、住民が望む制度にたえきれない現状が今現実には起きているのではないかと考えます。今後も町の財政を圧迫するこの事業に承認できないことから、反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は議案第54号に賛成の立場から討論いたします。大型公共事業は、施工途中や完成後であっても、その必要性や実効性などが疑わしければ立ち止まり、見直し、場合によっては中止や撤回すべきものの中にはあります。本事業も当初は1990年代半ばに完了し、総事業費は約112億円との見込みだったにも関わらず、現在も30%以上の工事が残っており、総事業費も約316億円となることを見込まれるなど、当初計画との大きな乖離があり、長年にわたり本町の財政を圧迫し町民全体に不利益が生じていることや、何より多くの地権者の皆様に多大な御迷惑と御不便、御心労をおかけしている事実については、町長以下現在の担当課職員が、たとえ当時の計画策定に関わっていませんとも、事業を引き継いだ立場として謙虚に受け止める必要はあると思います。その上で当然必要なのは、町民のための最善の解決策とそのための最大の努力であります。本事業においては、特に20年以上にわたって仮住まいされている地権者の方々のためにも、早期完成をさせることこそが最善と考えます。公共事業は、問題が発生しても一度始まったら止められないとよく言われますが、本事業の令和3年度は、5か年での完成を図る一括施工の2年目であり、1年目、2年目ともに国からの補助金が見込める以上に確保できており、事業費ベースの進捗率は約92%、完了まで残り3年ということを考えますと、止めることなくゴールを目指すべきであるのが現実と考えます。令和3年度の収入済額は14億2,087万円、支出済額は14億1,508万円で、収支は578万円のプラスとなっており、一部宅地造成工事や高田越中央線道路築造工事、大型水路工事などがなされました。完成した宅地には複数の住宅が建っており、ようやく仮住まいから代々受け継いできた土地に戻れる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。本事業は、決して宅地を造ることが目的ではなく、その宅地に家を建て、それから何十年もその場所に暮らし続けることを選んでくださった人の人生をつくる事業であり、それはまさしく町をつくる事業だと思えます。町長以下所管課職員におかれましては、宅地完成の先に「さくら野」というせつかくの愛称がふさわしい明るく希望にあふれ笑顔の絶えない団地をつくる仕事、ひいては長与町がこの先も、いつまでも住み続けたい町であり続けるための仕事をしているということをお忘れなく、今後も国からの補助金確保のために県と一体となり協力し、必ずや計画どおり事業を完成させることを要望し、賛成いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第54号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第55号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第55号令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案のうち、剰余金の処分については可決されました。

次に、議案第55号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第55号令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決します。決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案のうち、決算認定については認定されました。

これから議案第56号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第56号令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案のうち、剰余金の処分については可決されました。

次に、議案第56号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第56号令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定についてを採決します。決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案のうち、決算認定については認定されました。

日程第19、議案第59号長与町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ただいま議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

皆さまお疲れさまでございます。それでは議案第59号長与町教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由を申し上げます。勝本真二教育長の任期が今月末をもって満了をいたします。勝本教育長におかれましては、長与町教育委員会教育長として平成28年10月より2期6年にわたり長与町教育行政の推進のため、GIGAスクール構想に伴う一人1台タブレットの導入によるICT教育の環境整備や普通教室へのエアコン設置など、学習環境の向上に努められたほか、コミュニティスクールや教師塾の創設など、様々な教育環境を構築されてこられました。この間、長崎県町村教育長会会長、九州地区町村教育長会協議会会長や全国町村教育長会副会長も歴任され、今日の教育行政の推進と振興発展に御尽力をされてきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。今回、その後任といたしまして、金崎良一氏を教育長として任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。金崎氏は、これまで学校現場におきまして御活躍され、平成29年度から令和2年度まで本町教育委員会におきまして理事としてお勤めいただきました。現在は長与町学校運営指導員として、学校現場の指導に御尽力をいただいているところでございます。教育にかける情熱と意欲を十分にお持ちの方でございまして、人格、識見ともに長与町教育長として適任であると確信いたしましたので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤議員。

#### ○11番（堤理志議員）

ただいま新しい教育長に任命したいということで提案がなされました。金崎先生におかれましては非常に情熱もあられますし、また、教育に対しての造詣、見識等々申し分ないというふうに思います。この間、部活動の地域移行のことで熱心に取り組まれておられますよね。教育長になられた場合に、この部活動の地域移行がどうなるのか。これに影響が出ないのかなってというのが1点気になりますので、ここのところの考え方を聞かせいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

金崎先生が教育長になられましても、この地域部活動は教育委員会にありますので、十分指導等もできるかと思っております。当然、今後地域部活動の移行に関しましては教育委員会としても進めるべき案件でございますので、その辺を踏まえまして、今後も地域部活動移行につきましては推進をして努めてまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第59号長与町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第20、議案第60号令和4年度長与町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

ただいま議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）



それでは議案第60号令和4年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本補正予算は、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種のための追加予算でございます。オミクロン株対応ワクチンにつきましては、9月12日の薬事承認を受け、9月16日に国から事業内容、財源等が示されました。本町におきましても9月下旬より接種を開始するために、補正予算をお願いするものでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,121万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を145億14万6,000円とするものでございます。補正の主なものにつきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金を計上いたしました。

続きまして3ページの歳出について御説明を申し上げます。4款衛生費では、オミクロン株対応ワクチンの接種事業に必要な経費を計上いたしました。事業の概要を申し上げます。接種対象者は、2回目の接種を完了した12歳以上の方で、最終接種から5か月以上が経過した住民となります。接種回数は1回、接種期間は来年3月までとなり、これまでと同様に個別接種及び集団接種の方法で実施をしております。対象者には接種券を送付いたしますが、3回目、4回目を未接種の方で、既に接種券が送付されている場合につきましては、お手持ちの接種券を利用させていただくこととしております。接種に関するお知らせは、対象者への接種券の送付、広報、ホームページを通じて実施いたします。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照の上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

おおよそ説明がありましたけども、再度確認をさせていただきたいと思います。2回目を受けた方が対象ということでの説明でありました。3回目を受けて4回目を受けていないという方は対象外なのかですね。ちょっとその辺がよく理解できない。4回目の接種が進められていると思うんですけども、4回目を受けていない方もいらっしゃるというふうに思うんですが、その4回目を今回のこのオミクロン株で打てるのかですね。そういう状況になるのか、そこを改めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

今回のオミクロン株対応ワクチンにつきましては、3回目未接種の方、それから4回

目未接種の方、どちらも対象となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

了解しました。大体対象人数がどれくらいいらっしゃるのか、人数まで分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

12歳以上の2回目を受けられた方が、約3万2,000人いらっしゃいます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今の御説明で、3回目、4回目未接種の方が対象ということでしたが、逆に4回目を受けたという方がオミクロン株対応じゃなかったということだと思うので、改めてオミクロン株対応を5回目として受けたいとなった場合に可能なのか。それから例えば3回目は済んだと、次4回目という方がオミクロン株対応の方を打ちたいと。そういうこともできるのか、その点をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

4回目の対象となっているのが、現在60歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方、それから医療従事者、介護施設従事者となっております。この方々が4回目終わられた方に対しての5回目につきましてもこのワクチンを打つことができますので、対象になれる方には、接種の月が来ましたら接種券をお送りすることとしております。それから3回目を受けて4回を受けられてない方についてもこのワクチンの対象となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

オミクロン株対応のワクチンというところで、これまでとの接種するワクチンの効果効能の違いの可能性の率はどのくらいあるのかということと。それから12歳以上ということなんですが、大人との違いですよね。そういったところはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

国の発表におきましては、従来型のワクチンとオミクロン株への対応のワクチンでは、やはりオミクロン株の成分が含まれているということで、オミクロン株に対する重症化予防効果、感染予防効果、発症の予防効果、それぞれに免疫を強く誘導しますという発表は出ております。それと子どものワクチンとの差というのは、11歳以下については、今回オミクロン株の対象となっておりませんので、その方々につきましては、小児用のファイザーのワクチンということで、そちらを現在接種していただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

これまでの従来のものは、感染するというよりも重症化予防の方が大きかったんですが、今度は感染率を下げるということも考えられているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

これも国の発表になるんですけども、先程申したとおり感染の予防の効果、それから発症の予防の効果、重症化の予防の効果が、それぞれあるというふうには記載をされております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第60号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第60号令和4年度長与町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、発議第1号安倍晋三元首相の国葬実施の閣議決定に反対する決議を議題とします。

ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

八木議員。

#### ○1番（八木亮三議員）

発議第1号安倍晋三元首相の国葬実施の閣議決定に反対する決議の提案理由を申し上げます。去る7月8日、安倍晋三元首相が凶弾に倒れ、お亡くなりになりました。ここに追悼の意を表すとともに決して許されない卑劣な犯行を強く非難いたします。安倍元首相がお亡くなりになったことを受け、政府は7月22日、国葬の実施を閣議決定いたしました。が、そもそも現在の日本国憲法及び各種法令には、国葬という国の儀式は存在しません。9月8日に開かれた衆参両院の議会運営委員会において、質疑に答えた岸田首相も法的根拠が無いことを認めた上で、法律が無くとも問題ないという認識を示し、行政権の範囲で決定できるもので、国会に諮る必要は無いと主張いたしました。これは議会制民主主義における議会の存在意義が国のトップによって否定されたに等しく、地方自治体において首長の判断の誤りや一方的強権的な行政運営がないよう監視チェックする我々自治体議員として、声を上げることなく黙って見過ごすことは到底できませんので、長与町議会としての抗議と反対の機関意思を公に表明すべきであると考えます。決議は、事実上の意思形成行為であります。去る3月定例会において本町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議を全会一致で可決いたしました。その目的は、現実的に戦争を止める効力を期待したのではなく、被爆地でもある本町の議会は平和を何より大切と考え、核兵器と戦争を絶対に許さないという議会の意思の表明そのものにあつたと考えます。つまりロシアの軍事侵攻政策に影響を与えることができなくとも、何の声も上げずに黙って見過ごすことはできないということです。今回の国葬の閣議決定に反対する決議も恐らくこの決議が可決されても、それによって27日に実施が決定している国葬が中止になることはないでしょう。ですが、だからといって議会制民主主義の制度の中で、その議会の一員である我々が黙認していいのでしょうか。民意をないがしろにし、国会すなわち議会の存在意義を無にするような閣議決定を座視する、黙認するということは、首長及び行政執行部の政策方針や実際の行政運営が誤った方向に進んでいないか、不透明な部分や不正がないか、適法適正であるかを監視し是正する役割を、我々議員に負託している本町住民を落胆させ、議会への信頼を失わせることではないでしょうか。今回の国葬実施が止められないとしても、今後政府の同様の横暴を許さないために、そして長与町議会は政府与党に忖度することなく、おかしいものはおかしいと声を上げる議会であると、町民の皆さんに知っていただくためにも本決議を提案いたします。詳細は別紙の抗議文のとおりですので別紙を御参照いただき、議員各位におかれましては、住民の負託を受け民主主義の一翼を担っているという自覚と享受に基づき、御賛同の御判断をいただけますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

質問をさせていただきます。この国葬の実施に関しましては、賛成から反対まで、国民も多様な意見を持たれていると思うんですね。例えば実際やり方は反対なんだけども仕方ないとか。いろんな意見がある中で、敢えて反対をするのか、しないのかということで、採決を求めて議決をすることの必要性というか、目的は何だったのかというのが1点。あと、発議第1号の提案理由の最後の方に「厳重に抗議し反対するもの」と書かれてあるんですが、よそも同様にこういう発議をされた所もあるんですが、他の自治体です。厳重に抗議するという行動といいますか、そういったことで意見書なりを各関係機関宛てに出されている所もあるんですけども、そうであればそれが厳重に抗議する手段になるのかなというような感があるんですが。そこは今回やらないというようなことで、あくまでも決議ということで、反対をするというようなことでとどめておられたのが、そこは何か理由がありましたら答弁願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木委員。

○1番（八木亮三議員）

御質問いただきましたこの決議と目的といわゆる意見書等とは違うのかという点で、併せましてお答えさせていただければと思うんですが、目的に関しては、この別紙の決議文は議員各位に事前に草案の段階でお渡ししておりますので、皆様が各自、十分内容を精読いただいているはずですので、この決議を出す意義、目的、これは各自でお考えいただければと思うんですが。しかしながら御質問いただきましたので考えを申し上げますと、決議が意見書と違う点も含めてですが、意見書が原則的に本町の公益に資する実効性のある施策などを政府、その他行政機関に要望するものが主な目的であるのに対しまして、決議は、先程申し上げました意思形成行為ですね。すなわち議会の意思を表明することそのものが目的であると考えておりまして、先程のとおり3月のロシアに抗議する決議とも同じような意味を考えております。この決議も具体的な施策を政府等に求めるのではなくて、我々がその意思を表明すること自体に意味があって、先程のとおり今回の国葬は止められなくとも、地方自治体からそういう声が上がったという事実をもって、今後同様のような議会を軽視した閣議決定が行われないようにする一つの参考として酌んでいただければということで、特別に政府機関等に何かしらの要望は求めませんが、我々の議会の民主主義を守るための意思表示として、決議を選んだ次第でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって発議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

竹中議員。

#### ○14番(竹中悟議員)

私は発議第1号に対し、反対の立場で討論をいたします。今回の国葬儀の実施に当たり開催の理由として、安倍元総理が憲政史上8年8か月にわたり総理の重責を果たし、国政選挙において6回にわたって民意を得ました。東日本大震災からの復興やデフレ脱却経済再生を図るアベノミクスを推進し、国内外から高い支持をいただきました。歴代最長の在職日数が示すとおり、我が国憲政史上に名を残したリーダーが、民主主義の根幹である選挙の最中に突然の蛮行により命を絶たれました。このような暴力には決して屈しないという国としての毅然たる姿勢を訴えていくために、安倍元総理の類いまれな実績と貢献を踏まえれば、国葬儀という形で弔意を示すことが適切と考えます。また、諸外国における議会の追悼決議や服喪の決議等、各国で様々な形で国全体を巻き込んでいる敬意と弔意が示されており、諸外国から国、王族をはじめ参加希望者が寄せられています。各国からの敬意と弔意に対し、数多くの首脳級要人の参加にふさわしい場を提供し、国際社会に応えることは国際社会の一員である国の責務であり、日本国として礼節を持って応えることが必要不可欠であると考えています。法的根拠がないとの指摘がありますが、行政上の事実行為として式典を行う場合、法律の根拠は必ずしも必要はありません。これまででも政府は令和4年5月の沖縄復帰50周年記念式典や平成24年から昨年まで行われた東日本大震災の追悼式等の式典を、立法府や司法における特段の意思決定を得ることなく、行政の裁量で閣議決定によって実施をしてきました。総理経験者の葬儀は、吉田茂元総理の国葬儀の場合にも、内閣自民党合同葬儀を行う場合でも、行政の意思決定として閣議決定により実施してきたもので、今回の国葬儀もそれに沿って行われます。今回の国葬儀に当たり国民に弔意を強制するものではありませんが、国民の皆様の中には様々な御意見があるということ、政府としても承知をしています。説明が不十分との声を深く受け止め、8月3日の岸田総理大臣の会見において、国会閉会中の審査を開催し、総理自身が出席し、国民の皆様の御理解を深めていくべく丁寧に説明をしたところであります。以上の点を踏まえ本決議に賛同することは、適切でないかと判断をいたします。参考までに皆様方に申し上げます。今度の経費の問題につきましても、約16億6,000万円が見込まれています。これにつきましては警備費が8

億円、これは各地からの警察の派遣旅費や超過手当などを含んでいます。2つ目に外国要人の接遇費が6億円程度、車両の手配や空港の受付体制の構築を含みます。それから3つ目に車両借上代は1,000万円程度、自衛隊の儀仗隊が使用するための経費であり、それと同時に会場設営費が2億5,000万円ということになって、トータルで16億6,000万円となっています。また、弔問をいただく国の使節の方、要人の方は約600名、弔問外交は330回というふうにお聞きをしております。以上、資料をそろえて反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

発議第1号安倍晋三元首相の国葬実施の閣議決定に反対する決議に賛成の立場で討論いたします。国民の60%以上が反対の意を表しているのに、国葬が国会の議決を経ることもなく閣議決定をされたことは、民主主義を無視するものであり、看過することはできません。安部元首相の葬儀は既に終了していることから、長期政権だったという理由で国民の血税16億円以上も国費を支出することは、これまでのもろもろのいきさつや国民感情を鑑みても断じて許すものではありません。国葬は法的にも根拠がなく、そのような国費を支出する余裕があるなら、生活苦で苦しんでいる国民の支援に使用するべきです。よって、この安倍晋三元首相の国葬に反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私も本決議に賛成する立場から討論を行います。共同通信社の全国電話世論調査によると、8月1日の世論調査で国葬に反対、どちらかといえば反対が53.3%、賛成は合わせて45.1%ということでした。9月18日の同じ調査では、反対、どちらかといえば反対が60.8%、賛成、どちらかといえば賛成が38.5%、8月1日の国民の反応を見て岸田首相は9月8日に国葬の説明を国会で行いましたが、説明したあと、なお、こうした反対の声が大きく広がっています。説明すればするほど反対が広がっているという状況です。亡くなられた方にはどんな形であれ弔意を示すべきです。特に安倍元首相は、選挙活動中に銃弾に倒れたというこの暴挙は絶対に許されません。しかし、国民が望んでいない国葬を閣議の決定だけで強行することも許されない問題です。安倍元首相の評価は、功績があると思う方はそれで良いと思います。しかし、数々の問題を起こし日本の政治をゆがめた人であると言う人も大勢いることが、この世論調査の中で明らかだと思えます。地方議会の決議は法的拘束力もなく、決議をすることでの効果は計れ

ませんが、日本の歴史の中で、憲法にある主権在民をないがしろにする暴挙には、政治に携わる者が声を上げることが大事です。今回のこの国葬の問題は様々な個人や団体が反対の声を上げています。私たちはそのような声に対して無力だ、意味がないと片づけられるでしょうか。私たちは住民に選ばれた議員です。議員の活動は住民の声を行政に届け、その実現に向けて努力することだと思います。そのような活動が、住民が選挙のときに選択する基準になるのだというふうに思います。一番民主主義を大事にしなければならない機関で、民主主義を守らない姿勢には拘束力がなくとも声を上げることが大事だと思います。こうした主権在民を守るためにも住民の負託に応え、こうした決議を上げることだと思います。参考までに申しますと、1975年に死去した佐藤栄作元首相ですが、ノーベル平和賞を受賞し、世界的にも功績があるというふうに言われていた佐藤元首相でさえ国葬はされておられません。安倍首相の国葬は行うべきではないということをつけ加えて、決議に賛成の討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私は発議第1号安倍晋三元首相の国葬の実施の閣議決定に反対する決議を採択することに賛成の立場から討論を行います。令和4年7月8日、民主主義の根幹である選挙運動のさなか、安倍元首相は凶弾に倒れ、同日の夕刻、死亡が確認されました。突然の暴挙によって心ならずも命を落とした元首相に対しまして、心から哀悼の意を表するものであります。今回の決議は議会の重要性に着目し、執行権者が独断で権力を行使することについて、看過できない意思を長与町議会として示す内容であり、賛同するものであります。支配的権力者が政治権力を独占するということは、中世から近世までは比較的一般的でありましたけれども、世界の国民運動によって、国政では三権分立、地方議会では二元代表制、特に議会主義が勝ち取られ、権力の独断専行を抑制するこういうシステムが採用されています。これらは人類の英知だと思っております。今回の国葬については、決議文にあるとおり国会においてほとんど審議することもなく、行政府と政権与党によって独断で実施が決定されようとしているものであります。この間、安保法制、巨額の予備費など、閣議決定や解釈の変更での予算執行が散見されておりますけれども、このようなことが先例となっていけば、与党が何かを実行しようと思えば野党やまた多様な違う意見に耳を傾けることなく、議論もそこそこに進めることが許されてしまう、そういう政治社会になってしまいます。こうした一連の議会軽視の流れに対して、地方議会から警鐘を鳴らす必要があると私は考えます。長与町議会はこれまで議会改革に努めてきました。それを一言で言い表すとすれば、首長に対する監視、チェック機能を強化するためにほかなりません。国葬の対象となっている安倍元首相の評価は、国論



を二分すると思います。アベノミクスで景気を回復軌道に乗せたという意見があります。一方で、アベノミクスは、中間層への恩恵が不十分だった。これは岸田総理自身が述べているとおり、労働者層の犠牲の上に株主利益の最大化をもたらしたものの、そういう側面も否定はできません。また、教育基本法の改正や安保法制も復古的だ、右翼的過ぎるのではないかと。そうした意見が有識者からも上がっております。また、近畿財務局に勤務をしていた公務員が自ら命を絶った、いわゆる森友学園問題でも元総理らが深く関与しているのではないかと。こういう疑念がいまだ拭えていません。さらに現在、大問題になっている統一教会の問題。多くの家族を崩壊させ、財産を奪ったとされる同団体は、多くの裁判で有罪判決が確定をしております。その宗教団体に安倍晋三氏が深く関わっていたのではないかと。そういう報道が連日取り沙汰されており、国民の怒りはかつてないほど高まっています。以上のような状況下で、長与町民の多くは、安倍元総理への評価は別としても国葬実施の閣議決定に疑問を持っていると考えます。だからこそ町民の代表機関である本町議会は、国葬の閣議決定に反対する。そういう意思を今こそ示すべきだと、その必要があるというふうに考える。以上の理由から決議に賛成をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

今、反対意見等を聞きますと、ほとんどが納得できるような内容ではあります。しかしながら多くの国民がいろんな意見を持つ中で、敢えてこの問題について採決をして、本町の議会が反対なのか、反対でないのかという決定をして、そこを議決することの必要性を私は感じておりません。そういう理由をもちまして、また併せて決議したあとの行動も示されておられませんので、決議することが、どういう意義を持つのかというのも理解ができておられませんので、この議案につきましては、反対とさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、発議第1号安倍晋三元首相の国葬実施の閣議決定に反対する決議を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数。したがって本案は否決されました。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってお手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第23、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審査は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において決議された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、教育長から発言の申し出がありますので、許可します。

勝本教育長。

#### ○教育長（勝本真二君）

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。教育のまち、長与の推進のためGIGAスクール構想に伴う一人1台の端末の導入、各小中学校へのエアコンの設置、外壁、屋上の防水工事などなど、教育環境の整備が充実してまいりました。これもひとえに議員各位の御支援、御協力のたまものと本当に思っております。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。まだまだ課題はたくさんあります。課題は次の新教育長にお願いし、結びに長与町のますますの御発展を祈念するとともに、教育委員会へのなお一層の御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、御礼の御挨拶にかえさせていただきます。長い間お世話になりました。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

しばらくお待ちください。

次に、先程教育長に任命されました金崎良一さんから発言の申し出がありますので、許可します。

○金崎良一君

先程の本会議におきまして、教育長任命につきまして御同意いただきました金崎と申します。今回は発言のお時間をいただきまして、ありがとうございます。まずは教育長という重い職務につきまして、任命の御指名をしていただきました吉田町長、そして、御同意をいただきました山口議長はじめとしました議員の皆様方、ありがとうございます。また、何よりも2期6年の長きにわたり長与町の教育をけん引されました勝本教育長のこれまでの御功績に対しまして、深く敬意を表したいと思っております。これまでの教育の行政を、その成果並びに取り組みを引き継ぐとともに、これらの教育資源を生かし、これからやってくるであろう大きな課題につきまして、皆様と御協力をし、解決をして、より良い教育環境をつくり、長与町政の大きな柱である教育を通して、幸福度日本一のまちづくりに少しでも寄与できたらというふうに思っております。これからどうぞよろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。去る9月6日に開会をしていただきました令和4年第3回長与町議会定例会も本日閉会となりました。本定例会では、令和3年度の各会計歳入歳出決算認定をはじめ、提案いたしました各議案につきまして、本当に長い期間、慎重に御審議を賜り御決定をいただきました。心から御礼と感謝を申し上げます。また10名の議員の皆様方から一般質問をいただき、町政の発展の立場から御指摘を賜りました。重ねて感謝を申し上げます。皆様からの御指摘、御指導、御提案につきましては、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。さて先日、日本列島を縦断いたしました台風14号は、九州を中心に各地で被害をもたらしました。幸いにして本町では大きな被害の報告はありませんでしたが、被災された皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。また、新型コロナウイルスの第7波による感染者数は、ようやく減少傾向を見せ始めているようですが、これから冬に向けてインフルエンザと新型コロナの同時流行を懸念する声も専門家の間でささやかれております。そのような中、本定例会におきまして、急きよ、御審議をお願いいたしました新型コロナ感染症対策に係る補正予算につきまして、迅速に御対応いただきましたこと、心から感謝を申し上げます。町といたしましては、様々な情報を聴取しつつ引き続き感染症対策に万全を期すとともに、各種支援に取り組んでまいり所存でございます。議員各位におかれましても、今後ともなお一層の御支援、御

協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

令和4年第3回長与町議会定例会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。そしてまた、勝本教育長におかれましては、本当にありがとうございました。

（閉会 12時28分）